

業 務 仕 様 書

業 務 名 : 令和8年度 富谷市ハザードマップ更新業務
 期 間 : 契約締結日の翌日から令和9年2月26日まで
 施行場所 : 富谷市 富谷坂松田 地内

| 名 称 仕 様 | 数 量 | 単 位 | 単 価 | 金 額 | 摘 要 |
|-----------------|--------|-----|-----|-----|--------------------|
| 直接人件費 | | | | | |
| 計画準備・資料収集 | 1 | 式 | | | |
| 地図面修正 | 1 | 式 | | | |
| 学習面修正 | 1 | 式 | | | |
| ハザードマップ印刷用データ作成 | 1 | 式 | | | |
| 庁内GISセットアップ | 1 | 式 | | | |
| 公開型GISセットアップ | 1 | 式 | | | |
| 打合せ協議 | 1 | 式 | | | |
| 直接経費 | | | | | |
| 印刷費(ハザードマップ) | 24,000 | 部 | | | A4判冊子28頁 90Kコート |
| その他原価 | 1 | 式 | | | |
| 一般管理費等 | 1 | 式 | | | |
| 合計 | | | | | |
| 合計改め | | | | | |
| 消費税 | | | | | |
| 合 計 | | | | | |

富 谷 市

富谷市ハザードマップ更新業務特記仕様書

第1章 総 則

(適用の範囲)

第1条 仕様書は、富谷市（以下「発注者」という。）が受託者（以下「受注者」という。）に委託する『富谷市ハザードマップ更新業務』（以下「本業務」という。）に適用するものとする。

(目 的)

第2条 本業務は、富谷市における洪水による浸水想定区域、並びに土砂災害特別警戒区域・土砂災害警戒区域を広く多くの住民に周知するため、既存防災ハザードマップについて、県が新たに指定した洪水浸水想定区域、土砂災害警戒区域等を追加するほか必要な修正を行い、防災ハザードマップを作成することを目的とする。

(業務の履行期限)

第3条 本業務の履行期間は、契約締結の翌日から令和9年3月31日までとする。

(準拠する法令等)

第4条 本業務は、本仕様書による他、次に掲げる関係法規に準拠し、実施するものとする。

- (1) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律
- (2) 土砂災害ハザードマップ作成ガイドライン
- (3) 避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針
- (4) 避難情報に関するガイドライン
- (5) 洪水浸水想定区域図作成マニュアル(第4版)
- (6) 洪水ハザードマップ作成のための「浸水想定区域図データ」利用ガイド
- (7) 水害ハザードマップ作成の手引き
- (8) 測量法(昭和24年法律第188号)及び同施行令、同施行規則
- (9) 地理空間情報活用推進基本法(平成19年法律第63号)
- (10) 富谷市地域防災計画
- (11) 富谷市諸規則
- (12) その他関係法令

(疑 義)

第5条 本業務の実施にあたり、本特記仕様書に定めのない事項又は疑義を生じた場合

はその都度、発注者・受注者協議のうえ、受注者は発注者の指示に従い、誠意を持って対応するものとする。

(業務実績)

第6条 令和3年度4月以降に発注された宮城県内の市町村におけるハザードマップ作成または更新業務の実績を有することとする。

(配置技術者)

第7条 本業務の遂行にあたり、本業務の意図及び目的を十分に理解し、技術面の管理を行うために必要な専門知識と十分な業務経験をもつ者を配置する必要性から、管理技術者と照査技術者を据えること。なお、管理技術者と照査技術者は別に配置するものとし、管理技術者が照査技術者を兼ねることは不可とする。

(1) 管理技術者

技術士（建設／河川、砂防及び海岸・海洋）の資格を持つ者

(2) 照査技術者

空間情報総括監理技術者の資格を持つ者

2. 管理技術者は業務全般にわたり業務管理を行うとともに、担当技術者の技術的な管理を行う。
3. 受注者は、配置技術者と雇用関係にあることの証明となる雇用保険被保険者証等の写し並びに、必要な資格及び実績等を有することを証明する書類の写しを契約締結後速やかに提出する。

(品質管理等)

第8条 受注者は、ISO9001（品質マネジメントシステム）及びISO14001（環境マネジメントシステム）の認証を有するものとし、品質管理の向上と環境負荷の低減に努めるものとする。

(秘密の保持)

第9条 本業務に係るデータの漏洩、紛失または改ざんの防止その他データの適正な管理のため、受託者はプライバシーマーク及びISO27001（情報セキュリティマネジメントシステム）を契約拠点にて取得しているものとし、これらに準拠した適切な個人情報管理体制とセキュリティ体制を担保し業務を遂行しなければならない。また、受託者は、契約締結前に前項に掲げる認証取得を証明する写しを発注者に提出するものとする。

(検 査)

第10条 本業務完了後、所定の手続きを経て発注者の検査を受けるものとする。成果品納入後、受注者の過失または疎漏に起因する不良箇所が発見された場合は、発注者の指示により受注者の責任において速やかに補足、訂正を行わなければならない。

(貸与資料)

第11条 本業務の実施にあたり、発注者は受注者に資料を貸与するものとするが、受注者は貸与資料の取扱いについては十分に注意し、汚損、破損の無いように慎重に取り扱わなければならない。また、貸与された資料等については発注者の許可無くして複製してはならず、本業務以外での使用を禁止する。本業務完了後は速やかに発注者に貸与資料を返却しなければならない。また、発注者が貸与できない資料は受注者が入手するものとする。

(打合せ等)

第12条 本業務は、発注者、受注者の十分な打合せ・協議を踏まえ実施するものとする。また、業務着手時及び業務完了時の打合せ協議については、管理技術者が必ず出席するものとする。尚、軽微な打合せ及び指示並びに連絡については、電話及び電子メールにより行うことができるものとする。

(報告の義務)

第13条 受注者は、常に発注者と緊密に連絡をとるように努め、必要に応じて報告書を提出するものとする。

(成果品の納品)

第14条 本業務の目的を達成し、速やかに事業を推進するため、工期内であっても発注者が指示した場合には、協議のうえ、その都度必要な成果を納品するものとする。尚、受注者の過失または疎漏に起因する不良箇所が発見された場合には、速やかに補足、補正を行うものとする。

(守秘義務及び成果品の帰属)

第15条 本業務における成果品は、すべて発注者に帰属するものとし、発注者の承認を受けず複製、または第三者に公表、貸与してはならない。

(その他)

第16条 受注者は、本仕様書に基づいて業務を実施し、本仕様書に示されていない事項については、発注者とその都度協議のうえ決定する。

(再委託の制限)

第17条 本業務の主たる部分（土砂災害・洪水ハザードマップの作成）に関する再委託は原則として認めないものとする。

第2章 業務内容

(計画準備)

第18条 業務の目的、内容を十分に把握し、最適な作業を円滑に進めるための人員配置と工程計画の立案を行い、業務実施計画書を策定し、作業内容について発注者の承諾を得るものとする。

(資料収集)

第19条 受注者は、業務の実施にあたり必要となる下記に記載した資料について収集・整理を行う。

- | | |
|----------------------------------------|----------|
| ① 既存ハザードマップデータ | (富谷市) |
| ② 富谷市都市計画基本図データ | (DM データ) |
| ③ 地図情報レベル 2, 500、10, 000 | (富谷市) |
| ④ 航空写真オルソ画像データ | (富谷市) |
| ⑤ 数値地図 25, 000、50, 000 | (国土地理院) |
| ⑥ 土砂災害警戒区域等データ (GIS ならびに告示図書データ) | (宮城県) |
| ⑦ 洪水浸水想定区域データ (L1, L2, 家屋倒壊等氾濫想定区域) | (宮城県) |
| ⑧ 大字、小字界、行政区域界データ | (富谷市) |
| ⑨ 避難情報等防災関係資料 | (富谷市) |
| ⑩ 地域防災計画 | (富谷市) |
| ⑪ その他必要とする資料 | |

2. 本業務で追加対象とする災害想定区域は次のものを想定する。

(1) 洪水浸水想定区域：

- ・西川、小西川、明石川、名が芝川、板坂川（令和7年5月30日指定）
- ・竹林川、宮床川、小野川（令和7年5月30日指定）

(2) 土砂災害警戒区域等：

- ・令和2年3月27日以降に指定された区域

3. ハザードマップ情報は行政運営上非常に重要な情報であることから、全職員が閲覧可能な統合型 GIS の主題図として位置づけとしている。そのため、整理・作成

した GIS データを現在運用中の統合型 GIS (PasCAL for LGWAN) にて運用可能なデータとして調整を行い、登録を行うものとする。

4. ハザードマップの作成に先立ち、GIS を用いて最新の浸水想定区域や土砂災害警戒区域等と避難場所の重ね合わせを行うことにより避難場所等の安全性を確認し、ハザードマップ作成の参考資料とする。

(打合せ協議)

第 20 条 打合せ協議は、作業開始、中間 (1 回) 及び納品時の 3 回を基本とするが、必要に応じて随時行う。

(地図面修正)

第 21 条 前条までに整理した防災関連情報を基に、「水害ハザードマップ作成の手引き (令和 5 年 5 月)」を踏まえ、市より提供される地図または国土地理院の数値地図を背景図としハザードマップを作成する。なお、作成するハザードマップには富谷市全域図についても掲載することとし、背景図には統合型 GIS (PasCAL for LGWAN) に搭載されている最新の都市計画区域図データを活用するものとする。

また、発注者・受注者間での確認作業において、漏れや不整合を防止するため統合型 GIS (PasCAL for LGWAN) に校正データを搭載することで、円滑に校正を行うものとする。

地図面は下記内容記載事項 (案) に沿って作成を行うものとする。

(1) 地図面での記載事項 (案)

- ① 各種災害に関する情報
- ② 洪水浸水想定区域、家屋倒壊等氾濫想定区域等
- ③ 想定最大規模の水害に係る浸水想定区域と浸水深 (発注者による区長ヒアリング結果の反映)
- ④ 土砂災害 (特別) 警戒区域
- ⑤ 指定避難所、指定緊急避難場所等の位置、名称等
- ⑥ 避難施設、避難路に関する事項既往災害 (令和元年台風 19 号) に関する浸水実績範囲
- ⑦ 早期の立退き避難が必要な区域
- ⑧ 水位観測所、CCTV カメラの位置、名称等
- ⑨ 冠水危険箇所の位置、名称等
- ⑩ 防災関連施設、機関の位置 (役場、支所、警察、消防等)
- ⑪ 主要道路、鉄道その他ランドマークとなる施設
- ⑫ 町丁目字名
- ⑬ その他、発注者受注者間で協議のうえ決定した情報

(学習面修正)

第22条 学習面には、「水害ハザードマップ作成の手引き（令和5年5月）」の「3.5 情報・学習編での記載事項」の〈標準〉とされている事項に加え、次の各項に示す情報の記載を検討するものとする。

(1) 情報・学習面での記載事項（案）

- ① 予警報、避難勧告等の伝達方法
- ② 災害時に得られる情報とその受信や取得の方法
- ③ 避難勧告に関する事項
- ④ 災害時における避難の心得
- ⑤ 避難施設一覧の掲載
- ⑥ 災害に備えた事前の心構え（被害を抑えるための自衛対策等）
- ⑦ 既往災害に関する情報（過去の被害実績等）
- ⑧ 災害発生時における避難の心得（正確な情報収集、避難の際に注意すべきこと等）
- ⑨ 災害発生メカニズム、地形と氾濫形態・特性、被害特性
- ⑩ 気象情報等に関する事項
- ⑪ 安否確認情報（伝言サービス）
- ⑫ 非常時持出品一覧

(ハザードマップ印刷用データの作成)

第23条 前条で整理・作成した GIS データ及び学習情報をもとに、印刷用原稿データを作成する。

ハザードマップの原案使用は以下の通りとし、詳細な仕様については発注者との協議の上決定する。

【ハザードマップ基本仕様】

- ・構成：A4 判冊子、28 頁
- ・図面 A3 見開き 7 面 14 頁、防災学習情報面 14 頁)
- ・ファイル形式：PDF ファイル

(防災マップ印刷製本)

第24条 防災マップの原案に基づき、以下の規格での印刷製本を考慮し、印刷用データの作成を行う。

- (1) 規格： A 4 判冊子(地図情報及び学習情報) 28 頁
- (2) 部数：24,000 部（仕分け除く）90k g コート紙

(市内 GIS (PasCALforLGWAN 統合型) セットアップ)

第25条 本業務で整理・作成した GIS データについては、本市にて運用中の統合型 GIS

(PasCAL for LGWAN) へセットアップを行なうこととする。なお、本業務にてシステムの入替や改変は想定していない。

(公開型 GIS (富谷・黒川地区わがまちマップ) セットアップ)

第26条 本業務で整理・作成した GIS データについては、本市にて運用中の住民公開型 GIS (富谷・黒川地区わがまちマップ) へセットアップを行なうこととする。なお、本業務にてシステムの入替や改変は想定していない。

また、公開型 GIS (富谷・黒川地区わがまちマップ) について、4市町村 (富谷市、大和町、大郷町、大衡村) 合同で管理運用されている性質上、公開情報の統一性に齟齬が生じないように、セットアップ時期や内容などを関係自治体と調整し、住民公開に影響をきたさないこと。

第3章 成果品

(成果品)

第27条 本業務における成果品は以下の通りとする。

| | |
|------------------------------------------------------------|----------|
| (1) 富谷市ハザードマップ印刷図 (冊子版) | 24,000 部 |
| (2) 富谷市ハザードマップ原稿データ (PDF 形式) | 1 式 |
| (3) 富谷市ハザードマップ GIS データ (庁内 GIS・公開型 GIS 搭載用データ、Shape 形式) | 1 式 |
| (4) 報告書 (簡易製本) | 2 部 |
| (5) その他、関連電子データ | 1 式 |

なお、本条 (1) については、納品時に行政区 (49 箇所) ごとに発注者がそれぞれ指定する部数で束ねた形で、受注者は納品を行うものとする。(別添資料参考)

別添資料 広報誌令和8年5月号配布数一覧

| 行政区 | 5月号 |
|---------|--------|
| 熊谷 | 102 |
| 町上 | 456 |
| 町中 | 109 |
| 町下 | 650 |
| 一ノ関 | 30 |
| 二ノ関 | 50 |
| 三ノ関 | 201 |
| 志戸田 | 109 |
| 穀田 | 27 |
| 原 | 36 |
| 大童 | 34 |
| 今泉 | 55 |
| 大亀 | 26 |
| 石積 | 44 |
| 明石 | 48 |
| 西成田 | 71 |
| 太子堂 | 598 |
| ひより台一丁目 | 900 |
| ひより台二丁目 | 510 |
| とちの木 | 503 |
| 富ヶ丘南部 | 1,063 |
| 富ヶ丘北部 | 800 |
| 鷹乃杜 | 1,118 |
| あけの平一丁目 | 456 |
| あけの平二丁目 | 547 |
| あけの平三丁目 | 595 |
| 日吉台一丁目 | 496 |
| 日吉台二丁目 | 650 |
| 日吉台三丁目 | 273 |
| 杜乃橋一丁目 | 390 |
| 杜乃橋二丁目 | 475 |
| 東向陽台第一 | 754 |
| 東向陽台三丁目 | 461 |
| サニーハイツ | 178 |
| 明石台第一 | 400 |
| 明石台第二 | 343 |
| 明石台第三 | 570 |
| 明石台第五 | 673 |
| 明石台第六 | 380 |
| 明石台第七 | 300 |
| 明石台第八 | 256 |
| 明石台第九 | 427 |
| 明石台第十 | 436 |
| 成田第一 | 903 |
| 成田第二 | 1,001 |
| 成田第三 | 1,079 |
| 上桜木 | 565 |
| 大清水一丁目 | 429 |
| 大清水二丁目 | 249 |
| 合計 | 20,826 |

毎月世帯数に変動があるため、実際の数値と変動あり。